○財務省告示第二十四号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十三年一月二十八日

財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第一回	一億二千五百九十四万円	一億二千五百九十二万五千二十八円
個人向け利付国庫債券（固定・五年）	第三回	九十三億千五百四十七万円	九十一億二千百七十万八千二百二十四円

〃	〃	五億円	九十九円五十三銭	
〃	〃	九億円	九十九円五十四銭	
〃	〃	七十五億円	九十九円五十五銭	
〃	〃	十五億円	九十九円五十六銭	
〃	〃	二十二億円	九十九円五十九銭	
〃	〃	五億円	九十九円六十銭	
〃	〃	二十七億円	九十九円六十六銭	
〃	〃	五億円	九十九円六十五銭	
〃	〃	三十五億円	百円十五銭	
〃	〃	二億円	百円三十銭	
〃	〃	四億円	九十九円二十九銭	
〃	〃	五億円	九十九円三十四銭	
〃	〃	五億円	九十九円三十八銭	
〃	〃	二億円	百円七十九銭	
〃	〃	十億円	百円九十銭	
〃	〃	四億円	九十九円九十五銭	
〃	〃	十億円	百円五銭	
〃	〃	十五億円	百円十一銭	
〃	〃	四億円	百円十五銭	
〃	〃	三億円	百円十六銭	
〃	〃	六億円	百円二十一銭	
合計	〃	六百四億円		

〃	第五回	九十五億四千二百一万円	九十三億五千八百八十万三千四百八円	
〃	第七回	百五十九億千三百五十四万円	百五十五億三千百六十一万五千四十円	
〃	第九回	六十億八千百九十五万円	五十九億九千四十七万七千六百六十八円	
〃	第十一回	百四十八億千四百四万円	百四十五億二千四百八十六万九千三百三十五円	
〃	第十三回	五億三千九百七十万円	五億三千三百五十八万三千百二十四円	
〃	第十五回	三億千五百九十九万円	三億千三百三十九万五千七十八円	
〃	第十七回	六千六十五万円	六千四十六万四千七十円	
〃	第十九回	三千六百七十九万円	三千六百七十八万三千四百十円	
個人向け利付国庫債券（変動・十年）	第十三回	二百三十二億二千九百八十七万円	二百三十一億二千十二万五千二十円	
〃	第十五回	三百十五億九千五十万円	三百十四億四千百二十二万七千六百八十円	
〃	第十七回	百十九億六千四十六万円	百十九億三百八十八万七千二百十三円	
〃	第十九回	百二十四億千百四十三万円	百二十三億五千二百八十万六千九百九十七円	
〃	第二十一回	五十五億千九百五十二万円	五十四億九千三百四十五万五千五百五十六円	
〃	第二十三回	三十六億四千六百九十八万円	三十六億二千九百七十四万九千百二十八円	
〃	第二十五回	十億五千四百三十九万円	十億四千九百四十万八千三百五十六円	
〃	第二十七回	二十億九千五百七十一万円	二十億八千五百八十一万八千二百七十六円	
〃	第二十九回	七千百五十万円	七千百二十六万六千五百七十八円	
〃	第三十一回	二億四千三百六十二万円	二億四千三百五十八万三千二百四十二円	
合計		千四百八十五億七千六百八十四万円	千四百六十九億八千八百九十五万二千四百三十一円	